

料金表（兼ご契約に関する説明書）

宮原社労士事務所

第1 継続委託報酬について

継続委託報酬とは、継続委託をご契約いただくお客様にお支払いいただく報酬のことで、毎月お支払いいただく「顧問報酬」と、1年に1度お支払いいただく「年度更新報酬」並びに「算定報酬額」があります。

(1) 顧問報酬

人員数	4人以下	5人～ 9人	10人～ 19人	20人～ 29人	30人～ 49人	50人～ 69人
報酬額 (月額・税込)	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円	88,000円

※人員数とは、役員と労働者（パート・有期契約労働者を含む。）の合計数です。

※顧問報酬額は、契約更新の際に前年の平均人員数（役員＋労働者）及び業務量に基づいて、個別に決定します。

(2) 年度更新報酬、算定報酬

業務内容	報酬額(税込)
労働保険 年度更新(年に一度)	基本料 22,000円＋(1,650円×人数 ^{※1})
社会保険 算定(年に一度)	基本料 22,000円＋(1,650円×人数 ^{※2})

※1 雇用保険被保険者の対象期間における平均人数(小数点第1位を四捨五入とします。)です。

※2 7月1日時点における健康保険被保険者数です。

第2 特定委託報酬について

特定委託報酬とは、継続委託をご契約いただくお客様のご依頼に基づき、下の1ないし6の業務を行う又は行った場合に、継続委託報酬とは別にお支払いいただく報酬です。

	業務内容	報酬額
1	助成金等 申請事務代理	助成金等受給額の15%相当額(税別)
2	退職金制度 導入支援	66,000円(税込)から
3	確定拠出年金制度 導入支援	66,000円(税込)から
4	行政機関等の調査立会	22,000円(1時間につき/税込)
5	労災保険 特別加入 ※労働保険事務組合にご加入いただき、 入会金・年会費を納入していただきます。	(ご参考) 令和3年3月31日現在 入会金 10,000円 年会費 18,000円(一般)又は24,000円(建設等)
6	個別労使紛争 代理	着手金 44,000円＋経済的利益の10%(税別)

第3 報酬のお支払方法・期日について

(1)お支払い方法・期日

顧問報酬につきましては、口座振替(当月分を毎月22日)にてお支払いいただきます。

年度更新報酬につきましては5月(労災保険特別加入制度をご利用のお客様は3月)に、算定報酬につきましては7月に、口座振替にてお支払いいただきます。

特定委託報酬(助成金報酬、個別労使紛争着手金を除く。)につきましては、業務完了日を含む月の翌月又は翌々月に、口座振替にてお支払いいただきます。

助成金等申請事務代理に係る報酬につきましては、原則として助成金が支給された日の翌日から14日以内にお振込にてお支払いいただきますが、口座振替にてお支払いいただく場合があります。

個別労使紛争代理に係る着手金については、ご契約(ご依頼)にあたって、お振込にてお支払いいただきます。

なお、お振込に係る手数料は、お客様にご負担いただきます。

第4 加算金・立替金について

(1)緊急加算

弊所の営業時間外にお客様のご都合により弊所がご対応する場合、当該ご対応日を含む月に係る継続委託報酬及び特定委託報酬の50%を、緊急加算としてお支払いいただきます。

(2)特定加算

委託事務の遂行に相当時間を要する場合及び委託事務の内容が複雑多岐にわたる場合には、特定加算をお支払いいただく場合があります。

※特定加算をご請求する場合には、事前に見積書を交付します。

(3)立替金

委託事務の遂行に必要な資料につきましては、原則、お客様に取得していただきますが、その取得を弊所が代行し、当該取得に費用(公的機関等に納付する手数料、切手等の送料、交通費等)を要した場合、弊所が立替払いし、立替金として後日これをお客様にお支払いいただきます。

第5 ご契約の更新・解除

(1)ご契約の更新

継続委託契約の期間満了2か月前までにお客様からご契約解除のお申し出がない場合には、従前と同一の内容をもって、ご契約は更新されます。

ただし、顧問報酬の額は、前年の平均人員数(役員数+労働者数)及び業務量に基づいて改定されます。

なお、ご契約期間中にお客様に係る人員数が料金表第1(1)に規定する人員数の2枠以上変動した場合、変動のあった日を含む月の翌月から顧問報酬の額が改定されます。

(2)ご契約の解除

ご契約の解除は、ご契約期間満了2か月前までに、任意の方法によりお申し出ください。

ただし、お客様がお客様のご都合によりご契約期間満了前にご契約を解除される場合には、規定の報酬額の範囲内で、違約金をご請求します。

第6 その他

報酬額は、予告なく改定する場合があります。

報酬等のお支払期日から2か月が経過してもお支払がない場合には、ご契約を解除させていただく場合があります。なお、遅延延滞利息は関係法令に基づきご請求します。

以上